

平成21年分収支報告書に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する補足調査結果
【都道府県選挙管理委員会分】(詳細)

I. 形式的不備等について

Q1. 形式審査の段階(又は提出行為の際)において、収支報告書上の「支出」に関する箇所について、不備等を指摘する事項はありましたか？

	なかった	あった				(参考)提出 団体数
			()割	ほぼ変わらない	若干減った	
北海道		○	3		○	189
青森県		○	5		○	35
岩手県		○	5	○		34
宮城県		○	8	○		41
秋田県		○	2	○		30
山形県		○	3		○	37
福島県		○	7	○		42
茨城県		○	特に把握していない			46
栃木県		○	3		○	77
群馬県		○	9	○		43
埼玉県		○	3	○		106
千葉県		○	7	○		109
東京都		○	6	○		235
神奈川県		○	特に記録していないため不明			134
新潟県		○	8	○		54
富山県		○	6		○	46
石川県		○	3	○		22
福井県		○	2		○	20
山梨県		○	2		○	24
長野県		○	5	○		43
岐阜県		○	6	○		95
静岡県		○	7	○		63
愛知県						119
三重県		○	2	○		43
滋賀県		○	4	○		28
京都府		○	4	○		45
大阪府		○	6	○		157
兵庫県		○	9	○		81
奈良県		○	3		○	26
和歌山県		○	6	○		20
鳥取県		○	9	○		19
島根県	○					13
岡山県		○	7	○		35
広島県		○	2	○		52
山口県		○	3		○	33
徳島県		○	9		○	22
香川県		○	8	○		22
愛媛県		○	2	○		28
高知県		○	8	○		27
福岡県		○	9	○		87
佐賀県		○	8	○		16
長崎県		○	3	○		31
熊本県		○	5	○		29
大分県		○	9	○		14
宮崎県		○	2	○		21
鹿児島県		○	5	○		29
沖縄県		○	4	○		29
計	1	45		33	9	2551

Q2. 形式審査の段階(又は提出行為の際)において、「政治資金監査報告書」について問題がありましたか？

	なかつた あつた		任意様式	略称	団体名称	自署	押印	亡失	提出義務	その他
北海道		○		○		○		○		
青森県		○	○			○				
岩手県		○	○			○			○	
宮城県		○	○			○			○	
秋田県		○								○
山形県		○				○				○
福島県		○				○			○	○
茨城県		○				○			○	
栃木県		○				○	○			
群馬県		○				○				○
埼玉県		○				○				
千葉県		○				○		○	○	
東京都		○	○		○	○		○	○	
神奈川県		○	○		○	○		○	○	
新潟県		○				○			○	○
富山県		○	○			○		○	○	
石川県		○				○				
福井県		○				○				
山梨県		○				○	○		○	
長野県		○				○			○	
岐阜県		○				○		○	○	
静岡県		○	○			○		○		
愛知県										
三重県		○				○				○
滋賀県	○									
京都府		○			○	○				○
大阪府		○				○			○	
兵庫県		○	○			○		○	○	
奈良県		○					○		○	○
和歌山県		○								○
鳥取県	○									
島根県	○									
岡山県		○		○		○		○	○	
広島県		○	○		○	○		○		
山口県	○									
徳島県		○			○	○		○		
香川県		○				○				○
愛媛県		○							○	
高知県	○									
福岡県		○		○	○	○			○	○
佐賀県		○				○				
長崎県		○						○		
熊本県	○									
大分県		○				○			○	
宮崎県		○				○				
鹿児島県		○			○	○				
沖縄県		○				○				
計	6	40	9	3	7	35	3	12	19	11

Q2. 形式審査の段階(又は提出行為の際)において、「政治資金監査報告書」について問題がありましたか？

	その他の内容
北海道	
青森県	
岩手県	
宮城県	
秋田県	・政治資金監査マニュアルで示された記載例の文面を、一部任意の文面に変更したものがあった。
山形県	・報告書の対象期間が誤っているものがあった(「平成×年×月×日から」の部分に、団体設立年月日ではなく届出年月日を記載)
福島県	・政治資金監査報告書の記載に誤字・脱字があった。
茨城県	
栃木県	
群馬県	・年途中に設立された団体についても、「平成21年1月1日から」との記載がされていた。 ・収支報告書に「5万円以上」の支出しか記載されていないにもかかわらず、適正である旨の監査報告書が添付されていた。
埼玉県	
千葉県	
東京都	・監査報告書の日付が宣誓書の日付よりも後の日付になっている。 ・適用条文を間違えている。 ・監査対象の期間を間違えている。 ・代表者名を国会議員名(代表者ではない)と間違えている。 ・事務所以外で監査を実施したにもかかわらず理由を記載していない。
神奈川県	
新潟県	・添付書類として「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を添付している監査報告書があった。
富山県	
石川県	
福井県	
山梨県	
長野県	
岐阜県	
静岡県	
愛知県	
三重県	・複数団体の提出があった際に、全て同一の団体名となっていた。
滋賀県	
京都府	・政治団体の名称において、「〇〇党京都府本部」と記載すべきところを「〇〇党京都県本部」を数カ所にわたって記載していた。 ・同一監査人が作成した各報告書に同一箇所に同一文章の重複があった。
大阪府	
兵庫県	
奈良県	・正しい政治資金監査報告書の様式であったが、監査人が誤って別様式で作成していた。
和歌山県	・団体名称の誤字・脱字
鳥取県	
島根県	
岡山県	
広島県	
山口県	
徳島県	
香川県	・あて名の国会議員関係政治団体の名称に誤りがあった。 ・団体に領収書等の亡失等の事実がないにもかかわらず、亡失の旨記載した文書(亡失等一覧の添付はなし)を作成していたものがあった。 ・提出に係る引用条文に誤りがあった(定期分に係る提出の規定の条文につき、解散分に係る規定である第17条を記載しているものがあった)。
愛媛県	
高知県	
福岡県	・支出の内訳に5万円以上の支出のみしか記載されていないにもかかわらず、政治資金監査報告書が添付されている団体があった。
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	
沖縄県	
計	

Q3. 領収書等の写し等の提出に関して、問題と思われる事例はありましたか？

	なかった	あった						
			領収書添付漏れ	徴難明細添付漏れ	目的書添付漏れ	編綴杜撰	その他	
北海道		○	○				○	
青森県		○				○		
岩手県		○	○	○		○		
宮城県		○	○	○		○		
秋田県		○						○
山形県		○	○	○		○	○	○
福島県		○		○		○	○	
茨城県		○	○			○	○	○
栃木県		○	○	○		○		
群馬県		○		○		○		○
埼玉県		○	○				○	
千葉県		○	○	○		○	○	
東京都		○	○	○			○	○
神奈川県		○	○	○		○	○	
新潟県		○	○	○		○		
富山県		○	○	○		○		
石川県		○		○		○		
福井県		○		○		○	○	
山梨県		○				○	○	
長野県		○					○	
岐阜県		○		○		○		
静岡県		○	○				○	
愛知県								
三重県		○	○	○		○	○	
滋賀県		○		○		○		
京都府		○	○	○		○		
大阪府		○	○	○		○		○
兵庫県		○	○	○		○	○	○
奈良県		○				○	○	
和歌山県		○				○		○
鳥取県		○	○	○		○		○
島根県	○							
岡山県		○	○	○		○		
広島県		○	○					
山口県		○		○				
徳島県		○					○	○
香川県		○	○	○		○	○	
愛媛県		○	○				○	
高知県		○	○				○	
福岡県		○	○	○		○		
佐賀県	○							
長崎県		○	○	○		○		
熊本県		○	○	○		○	○	
大分県		○	○				○	
宮崎県		○	○				○	
鹿児島県		○	○	○			○	
沖縄県		○	○	○			○	
計	2	44	30	28	28	29	10	

Q3. 領収書等の写し等の提出に関して、問題と思われる事例はありましたか？

	その他の内容
北海道	
青森県	
岩手県	
宮城県	
秋田県	・領収書の記載内容に不備があるものがあった。
山形県	・コピーが薄い等領収年月日等が確認できないものがあった ・あて名が記載されていないもの、選挙事務所等当該団体以外のあて名になっているものがあった
福島県	
茨城県	・領収書に支出の目的が記載されていないものがあった
栃木県	
群馬県	・領収書として認められない振込用紙の控え部分が領収書として添付されていた。
埼玉県	
千葉県	
東京都	・領収書のあて名が議員個人のものがあった。 ・収支報告書に記載のない領収書の写しが添付されていた。 ・収支報告書に記載されている金額と領収書の写しの金額が一致しない場合があった。日付の相違も多数あった。 ・収支報告書の提出時には亡失一覧表が添付されておらず領収書が全て保存されていたという監査報告書が添付されたにもかかわらず、少額領収書等の写しの提出命令を受けて、領収書をなくしたと申し出る政治団体が複数存在する。 ・少額領収書の提出命令を受けて領収書を確認したところ、金額を間違えていたことが判明し、収支報告書を訂正する政治団体が複数存在する。
神奈川県	
新潟県	
富山県	
石川県	
福井県	
山梨県	
長野県	
岐阜県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
滋賀県	
京都府	
大阪府	・日付、金額等について、収支報告書の記載と対応していないものがあった。
兵庫県	・領収書等のあて名について、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが、推認されない名称が記載されているものがあった。
奈良県	
和歌山県	・「支出の目的」に該当する箇所の記入漏れの状態の領収書等の写しがあった。
鳥取県	・複写の濃度が薄いため、判読できないものが散見された。
島根県	
岡山県	
広島県	
山口県	
徳島県	・領収書等の記載事項のうち、支出の目的(但し書き)が記載されていないものが散見された。
香川県	
愛媛県	
高知県	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	
沖縄県	
計	

II. 政治資金監査報告書の記載内容について

Q4. 政治資金監査を主たる事務所以外で実施したとされるもので、次の2例以外の理由が記載されていたものはありましたか？

- ・作業スペース不足等により円滑な監査の実施が困難なため
- ・同一の国会議員に係る複数団体の監査の効率的実施のため

	なかった	あった	事例
北海道	○		
青森県	○		
岩手県	○		
宮城県		○	<ul style="list-style-type: none"> ・政治資金監査の効率的な実施のため、登録政治資金監査人である○○の事務所に・・・(監査人事務所)2件、同一監査人 ・入出金が少ないため、特定の事務所に会計帳簿等の関係書類を集めたうえで政治資金監査を行うことが、政治資金監査の効率的な実施のため適当であると、登録政治資金監査人が判断したため(幸福実現党 党本部)1件 ・解散した日までの期間においてなされた支出が1件しかなかったため、会計帳簿及び領収書の紛失する危険がないと判断し、当事務所(山形市・・・)で政治資金監査を行った。(監査人事務所)1件 ・当政治団体の事務所が遠隔地であり、政治資金監査の効率的実施及び収支の実績がないため、参議院議員○○事務所で監査を行った。(候補者の事務所)1件 ・会計責任者の勤務地○○で行った。この理由は、主たる事務所を選挙事務所の所在地で登録したが、選挙終了後選挙事務所を退去したためである。(会計責任者勤務地)1件
秋田県		○	
山形県		○	<ul style="list-style-type: none"> ・入出金が少ないため、特定の事務所に会計帳簿等の関係書類を集めたうえで政治資金監査を行うことが、政治資金監査の効率的な実施のため適当であると、登録政治資金監査人が判断したため(幸福実現党 党本部)1件
福島県	○		
茨城県	○		
栃木県	○		
群馬県		○	<ul style="list-style-type: none"> ・入出金が少ないため、特定の事務所に会計帳簿等の関係書類を集めたうえで政治資金監査を行うことが、政治資金監査の効率的な実施のため適当であると、登録政治資金監査人が判断したため(幸福実現党 党本部)1件 ・○○の主たる事務所が移転したため、東京都千代田区麹町・・・において行った。(実施場所の関係不明)1件
埼玉県		○	
千葉県		○	
東京都		○	<ul style="list-style-type: none"> ・入出金が少ないため、特定の事務所に会計帳簿等の関係書類を集めたうえで政治資金監査を行うことが、政治資金監査の効率的な実施のため適当であると、登録政治資金監査人が判断したため(幸福実現党 党本部)1件 ・記録が大部であり、監査に時間を要すること等により、監査人の下記事務所において行った。(監査人事務所)3件
神奈川県		○	<ul style="list-style-type: none"> ・入出金が少ないため、特定の事務所に会計帳簿等の関係書類を集めたうえで政治資金監査を行うことが、政治資金監査の効率的な実施のため適当であると、登録政治資金監査人が判断したため(幸福実現党 党本部)1件
新潟県		○	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる事務所以外の新潟市・・・(○○事務所)において行った(代表者の事務所)1件 ・入出金が少ないため、特定の事務所に会計帳簿等の関係書類を集めたうえで政治資金監査を行うことが、政治資金監査の効率的な実施のため適当であると、登録政治資金監査人が判断したため(幸福実現党 党本部)1件 ・事務所の取り壊しに伴い、新たに主たる事務所として登録する予定の事務所(新潟県・・・)へ移転していたため、当該事務所において行った(主たる事務所登録予定)1件 ・政治資金監査の効率的な実施のため、民主党新潟県第5区総支部の主たる事務所の代わりに、民主党新潟県総支部連合会(新潟市・・・)の事務所において行った(代表者の事務所?)1件
富山県	○		
石川県	○		
福井県	○		
山梨県		○	
長野県	○		
岐阜県	○		
静岡県	○		
愛知県			

Ⅱ. 政治資金監査報告書の記載内容について

Q4. 政治資金監査を主たる事務所以外で実施したとされるもので、次の2例以外の理由が記載されていたものはありましたか？

- ・作業スペース不足等により円滑な監査の実施が困難なため
- ・同一の国会議員に係る複数団体の監査の効率的実施のため

	なかった	あった	事例
三重県		○	・会計資料が上記場所にて保管のため(議員会館)2件 ・事務担当者が在籍する事務所において行った(担当者所属事務室)1件 ・監査の効率的な実施のため、○○の主たる事務所において行った(同一議員に係る国会議員関係政治団体の主たる事務所)1件 ・理由不明(監査人事務所)1件
滋賀県		○	・政治団体事務所の移転に伴い、賃貸借契約が解除されており、主たる事務所が存在しないため(監査人事務所)2件、同一監査人 ・入出金が少ないため、特定の事務所に会計帳簿等の関係書類を集めたうえで政治資金監査を行うことが、政治資金監査の効率的な実施のため適当であると、登録政治資金監査人が判断したため(幸福実現党 党本部)1件
京都府		○	
大阪府	○		
兵庫県		○	・政治資金監査の効率的な実施のため登録監査人が当該監査人の事務所において行うことが適当と判断し、…(監査人事務所)1件 ・監査実施時において○○○の平成21年12月31日現在の主たる事務所の使用契約が終了していたため「○○市□□町…」において行った(代表者の事務所)1件
奈良県	○		
和歌山県	○		
鳥取県	○		
島根県	○		
岡山県		○	・記録が大部であり、監査に時間を要すること等により、監査人の下記事務所において行った。(監査人事務所)1件
広島県		○	・政治資金監査を効率的に行うため、広島市…○○税理士事務所内において行った。(監査人事務所)1件
山口県	○		
徳島県		○	・解散し主たる事務所が存在しないことから(監査人事務所)2件、同一監査人 ・入出金が少ないため、特定の事務所に会計帳簿等の関係書類を集めたうえで政治資金監査を行うことが、政治資金監査の効率的な実施のため適当であると、登録政治資金監査人が判断したため(幸福実現党 党本部)1件
香川県	○		
愛媛県	○		
高知県	○		
福岡県		○	・会計責任者が病気療養の必要があり、そのため監査報告書提出日が切迫したため(監査人事務所)2件、同一監査人 ・理由を明記せず他の政治団体名を記載(同一議員に係る国会議員関係政治団体の主たる事務所)2件、同一監査人 ・会計事務担当者は当該場所におり、一切の書類は当該場所に保管されているため(個人事務所)1件 ・理由を明記せず監査人事務所で行ったと記載(監査人事務所)1件
佐賀県	○		
長崎県	○		
熊本県	○		
大分県	○		
宮崎県	○		
鹿児島県	○		
沖縄県	○		
計	28	18	

Q5. 先の調査において、「記載例(3)で政治資金監査報告書の提出があった政治団体数」と分類したもののうち、その(別記)に、次の3例以外の事項が記載されていたものはありましたか？

- ・領収書等亡失等一覧表
- ・支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費
- ・当該団体に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

	なかった	あった	事例
北海道	○		
青森県	○		
岩手県	○		
宮城県	○		
秋田県	○		
山形県	○		
福島県	○		
茨城県	○		
栃木県	○		
群馬県	○		
埼玉県	○		
千葉県	○		
東京都	○		
神奈川県	○		
新潟県		○	・「(別記)別添の「領収書等を徴し難かった支出の明細書」と記載。徴難明細書の添付あり(備考欄の徴難事由は、領収書等の記載不備)。3件、同一監査人
富山県	○		
石川県	○		
福井県	○		
山梨県	○		
長野県	○		
岐阜県	○		
静岡県	○		
愛知県			
三重県	○		
滋賀県	○		
京都府	○		
大阪府	○		
兵庫県	○		
奈良県	○		
和歌山県	○		
鳥取県	○		
島根県	○		
岡山県	○		
広島県	○		
山口県	○		
徳島県	○		
香川県	○		
愛媛県	○		
高知県	○		
福岡県	○		
佐賀県			記載例(3)での政治資金監査報告書は提出されなかった。
長崎県	○		
熊本県		○	・(別記)(1)収支報告書には支出目的が記載されていたが、以下の領収書には目的(但書)記載がなく、今後、領収書を徴する際の確認を指導した。1件 ・(別記)(1)収支報告書の合計欄に50円の集計誤りがあり、内容確認と改善を指摘した。
大分県	○		
宮崎県	○		
鹿児島県	○		
沖縄県	○		
計	43	2	

Q6. その他、政治資金監査マニュアルで示している記載事項以外の事項が記載されていたものはありましたか？

	なかった	あった	事例
北海道	○		
青森県	○		
岩手県	○		
宮城県	○		
秋田県	○		
山形県	○		
福島県	○		
茨城県	○		
栃木県	○		
群馬県	○		
埼玉県	○		
千葉県	○		
東京都	○		
神奈川県	○		
新潟県	○		
富山県	○		
石川県	○		
福井県	○		
山梨県	○		
長野県	○		
岐阜県	○		
静岡県	○		
愛知県			
三重県	○		
滋賀県	○		
京都府	○		
大阪府	○		
兵庫県	○		
奈良県	○		
和歌山県	○		
鳥取県	○		
島根県	○		
岡山県	○		
広島県	○		
山口県	○		
徳島県	○		
香川県	○		
愛媛県	○		
高知県	○		
福岡県		○	<ul style="list-style-type: none"> ・2(3)～法第12条第1項に規定する報告書には、領収書のあて名又は支出の目的の記載不備が一部にみられたものの、～ ・2(1)法第19条の13第2項第1～4号に規定する事項については収支が発生しておらず、会計帳簿は保存されていた。(2)～(4)記載なし) ・2(1)～事項については収入のみであり、支出は会計帳簿、明細書が保存されていた。 <ul style="list-style-type: none"> (2)～その年における収入が記載され、～ (3)～報告書は収入のみであり、会計帳簿、明細書が適格に計上してあった。 (4)～規定する事項について、収入のみであり、会計帳簿に基づいて記載されていた。 ・3号事項の監査結果の記載なし ・4号事項の監査結果の記載なし
佐賀県	○		
長崎県	○		
熊本県	○		
大分県	○		
宮崎県	○		
鹿児島県	○		
沖縄県	○		
計	45	1	

Ⅲ. その他

Q7. 領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載された支出で、政治資金監査マニュアルで例示している「領収書等を徴し難い事情」以外の事情が記載されたものはありましたか？

	なかった	あった	具体の理由
北海道	○		
青森県	○		
岩手県	○		
宮城県	○		
秋田県	○		
山形県	○		
福島県	○		
茨城県	○		
栃木県		○	・法人等が作成した領収書の様式中に「目的欄」が設けられていないことにより領収書の3要件が具備されていないもの。
群馬県	○		
埼玉県	○		
千葉県		○	・領収書を発行しないため(会合などの一般的に徴し難いと判断されないような支出が記載してある)
東京都	○		
神奈川県		○	・政務調査報告に原本を提出したため ・紛失 ・盗難被害にあったため ・ホテル廃業のため
新潟県		○	・単なる領収書の紛失
富山県	○		
石川県	○		
福井県	○		
山梨県	○		
長野県	○		
岐阜県	○		
静岡県		○	・取得したものの亡失した領収書や、印字が薄いため支出内容が確認できない領収書など、本来亡失等一覧表に記載すべき支出が徴難明細書に記載されている。
愛知県			
三重県	○		
滋賀県	○		
京都府	○		
大阪府	○		
兵庫県	○		
奈良県	○		
和歌山県	○		
鳥取県	○		
島根県	○		
岡山県		○	・感熱紙に印字されたレシートの文字が消えたため ・(借入金の返済に係る領収書について)借用書の破棄をもって領収書に代えたため ・インターネット手続きミスにより領収書未発行
広島県	○		
山口県	○		
徳島県	○		
香川県		○	・領収書の紛失により相手方に再発行を依頼したが、発行してもらえなかった、というもの。
愛媛県	○		
高知県	○		
福岡県	○		
佐賀県	○		
長崎県	○		
熊本県	○		
大分県	○		
宮崎県		○	・ネットで購入、貰い忘れ
鹿児島県	○		
沖縄県		○	・領収書紛失のため
計	37	9	

Q8. 政治資金監査に関して、政治団体又は登録政治資金監査人から問い合わせはありますか？

	ない	ある	主な問い合わせの内容
北海道		○	・収支がない団体の場合の政治資金監査の必要の有無
青森県	○		
岩手県		○	・政治団体から登録政治資金監査人の登録者について問い合わせがあった。
宮城県	○		
秋田県		○	・政治資金監査報告書の記載内容について
山形県	○		
福島県	○		
茨城県	○		
栃木県	○		
群馬県	○		
埼玉県	○		
千葉県	○		
東京都		○	・支出が少額なのに数万円もかけて監査を行う必要性を感じない。 ・監査人が見つからないので選挙管理委員会で斡旋してほしい。 ・監査報告書の様式を教えてください。
神奈川県	○		
新潟県	○		
富山県	○		
石川県	○		
福井県	○		
山梨県	○		
長野県	○		
岐阜県	○		
静岡県	○		
愛知県			
三重県		○	・提出年の支出が0円であっても、監査をするのはおかしい(何を監査するのか)団体、監査人双方から ・監査料が高すぎる
滋賀県		○	・政治団体から、政治資金監査の費用についての問い合わせが2~3件
京都府	○		
大阪府		○	・政治資金監査報告書の書き方
兵庫県		○	・平成21年分収支報告書の提出時には、政治資金監査の概要や登録政治資金監査人を教えてくださいなどの問い合わせが多かった。 ・具体の支出について、法に照らし、適法な支出であるかどうか。 ・政治資金監査人が業務制限に該当するかどうか。
奈良県		○	・政治資金監査を受けなければならない団体であるが、制度自体を知らないとのことで一件内容について問い合わせがあった。
和歌山県	○		
鳥取県	○		
島根県	○		
岡山県		○	・政治資金監査人となる者の資格要件、除外要件等について
広島県	○		
山口県	○		
徳島県	○		
香川県		○	・要旨公表後の政治資金監査報告書の訂正方法について。(具体的には、団体に領収書等の亡失等がないにもかかわらず、ある旨記載してしまったので、どのように訂正手続きを踏めばよいか、というもの。)
愛媛県	○		
高知県	○		
福岡県		○	・制度開始当初は、政治団体から「どういった監査人がいるか」に関する問い合わせがあった。 ・「コンビニで支払った際の振込受領証は、領収書として取り扱われるのか」に関する問い合わせがあった。 ・1件の取扱いについて(経常経費の内訳の記載が必要になることを受け、県選管では、総務省にも確認し「一件の支出」の考え方を整理して、各団体に通知していた。しかし、監査人から「適正化委員会の見解と違う」と苦情があった問い合わせがあった。)
佐賀県	○		
長崎県	○		
熊本県	○		
大分県		○	・県内の登録政治資金監査人の氏名等
宮崎県	○		
鹿児島県	○		
沖縄県	○		
計	33	13	

Q9. 政治資金監査に関して、その他問題となった事項はありますか？

	ない	ある	具体的に
北海道	○		
青森県	○		
岩手県		○	・登録政治資金監査人である者が自らが会計責任者を務める政治団体の監査を実施した。
宮城県	○		
秋田県		○	・領収書等亡失等一覧表に記載の領収書が発見された場合の政治資金監査について
山形県	○		
福島県	○		
茨城県	○		
栃木県	○		
群馬県		○	・複数の登録監査人に監査を依頼したがいずれも拒否されたため、収支報告書が提出できない旨の申し出が政治団体からあった。(当該団体については現在も21年分未提出)
埼玉県	○		
千葉県	○		
東京都		○	<p>・収支報告書が出来上がっていないのに、(その14)(その15)の代わりに勝手に作成した総勘定元帳というものを添付して収支報告書を提出しようとした政治団体があったが、監査は終了しており、監査報告書が添付されていた。</p> <p>・「監査人のチェックを受けているのだから選管の窓口で時間をかけて内容を確認する必要があるのか」という政治団体がいた。</p> <p>・監査人が窓口で収支報告書を提出し、ケースによってはその場で修正していた。</p> <p>(参考)</p> <p>・総務大臣所管政治団体の収支報告書が、監査報告書のみの不備で差し戻しになることがある。</p>
神奈川県	○		
新潟県	○		
富山県	○		
石川県	○		
福井県	○		
山梨県	○		
長野県	○		
岐阜県	○		
静岡県	○		
愛知県			
三重県		○	・形式的不備を指摘すると、最終的には補正に応じたものの、税理士に監査を受けているので問題ないと主張し、指摘を受け入れようとしなかった。
滋賀県	○		
京都府	○		
大阪府		○	・収支報告書訂正時の政治資金監査報告書の取り扱い
兵庫県	○		
奈良県	○		
和歌山県	○		
鳥取県	○		
島根県	○		
岡山県	○		
広島県	○		
山口県	○		
徳島県	○		
香川県	○		
愛媛県	○		
高知県	○		
福岡県	○		
佐賀県	○		
長崎県	○		
熊本県	○		
大分県	○		
宮崎県	○		
鹿児島県	○		
沖縄県	○		
計	40	6	

Q10. 選挙管理委員会の立場として、登録政治資金監査人に対してアドバイスや改善を促したい点等はありませんか？

	ない	ある	具体的に
北海道		○	・領収書の日付と収支報告書の日付が合っていないなど、軽微ではあるものの、形式的な不備が散見されるので、監査の際には留意いただきたい。
青森県		○	・収支報告書の記載(支出を受けた者の氏名及び住所並びに支出年月日)と領収書等の記載内容が一致していなかったため、当該政治団体へ訂正を求めた事例があったので、突合作業に留意していただきたい。
岩手県		○	・収支報告書の「支出」に関する箇所について、添付書類を含め不備がないよう監査していただきたい。
宮城県		○	・登録政治資金監査人が収支報告書の記載内容(支出のみ)についても、確認することとなっているが、明らかに確認していないと見受けられる記載(領収書の写しと記載内容が全く一致しない等)が多々あった。また、政治団体の担当者のお話でも、収支報告書は確認していない監査人がいるようであったので、収支報告書の記載内容についても確認されるよう指導されたい。
秋田県	○		
山形県	○		
福島県		○	・収支報告書と領収書等の記載内容に不一致(年月日の相違等)があったので、指導を徹底してほしい。 ・政治資金監査報告書に誤字・脱字があったので、注意してほしい。
茨城県	○		
栃木県		○	・領収書等において、必要事項が記載されているかどうか、また、振込等による支出の場合の徴難明細書等の保存の状況等、領収書等に係る確認について徹底されたい。 ・印字の読み取れないレシート等の取扱いについて、亡失等一覧表に記載すべきものが記載されない場合が見受けられるため、対応を徹底されたい。
群馬県		○	・収支報告書記載内容と領収書等との突合をしっかりと行っていただきたい。(誤りが多いため)
埼玉県		○	・監査で適正と認められたにもかかわらず、支出の合計額が合っていなかったり、領収書と収支報告書の記載内容が異なっている場合があったので、監査を実施するにあたっては、綿密な確認作業を行ってほしい。
千葉県		○	・収支報告書に不備が多かったので、監査を厳密に行ってもらいたい。
東京都		○	・収支報告書の計算があっているかをきちんと確認してほしい。 ・収支報告書に記載した支出金額と領収書の金額が一致していることをきちんと確認してほしい。 ・領収書の並び順など収支報告書のチェックの際に効率的に進められるよう政治団体を指導してほしい。 ・適用条文や政治団体名など、監査報告書に書き間違いがないよう気をつけてほしい。
神奈川県	○		
新潟県		○	・形式審査の不備等が相変わらず多いので、不備が発生しないように助言していただけるとありがたい。
富山県		○	・収支報告書と領収書等が不突合であった団体があったため、最低限行ってもらいたい。
石川県		○	・マニュアルに基づき細部まで監査を行ってほしい。
福井県		○	・ある団体の収支報告書に添付されていた領収書の写し(東京からFAXで取り寄せたもの)について、FAXの日付が政治資金監査報告書の日付より後になっていた。こうしたことも含め、そもそも登録政治資金監査人が適正な監査をしていないのではないかと疑念を抱かざるを得ないものもあり、何らかの法的責任など今後改善すべきではないかと思う。
山梨県		○	・解散団体の監査報酬の扱いについて(寄附の禁止) ・収支報告書のチェックを徹底すべき。都道府県選管が登録政治資金監査人の下請けなのかと思ってしまうほど杜撰な収支報告書があった。ある程度の責任を負わせるべき。
長野県	○		
岐阜県	○		
静岡県		○	・登録政治資金監査においては、国会議員関係政治団体の全ての支出において監査を行っているにも関わらず、収支報告書の様式内・様式間の積算誤りといった根本的な誤記載や、収支報告書との突合が困難なほど編纂順序が混乱した領収書の提出など、重大な問題が散見されており、監査の実効性に疑問を感じる。
愛知県			
三重県		○	・収支報告書の記載内容と領収書を突合すると、領収書の添付漏れもあることから、正確なチェックをお願いしたい。
滋賀県	○		

Q10. 選挙管理委員会の立場として、登録政治資金監査人に対してアドバイスや改善を促したい点等はありませんか？

	ない	ある	具体的に
京都府		○	・領収書等に支出目的等の記載漏れがあるにもかかわらず、監査報告書において、その旨の指摘がなされていない監査報告書が散見されており、領収書の三要件の確認について遺漏のないように留意いただきたい。
大阪府	○		
兵庫県		○	・政治資金監査を受けたにも関わらず、収支報告書に不備がある場合や、後日訂正する場合などがあるため、より適正な監査の実施をお願いしたい。 ・本県では、政治資金監査報告書の氏名が自署でないという誤りが多数あったが、これらは政治資金監査人の単純ミスであるが、後日、修正に多くの時間と労力を要することとなるため、このような単純ミスがないようにしていただきたい。
奈良県		○	・政治資金監査を受けたにも関わらず、県選管での収支報告書の形式審査でミスがあったものが若干あったので、監査を徹底して行っていただきたい。
和歌山県	○		
鳥取県		○	・収支報告書において誤字・脱字や、収支報告書に記載された支出日と領収書等の写しに記載された日付が異なるなど、単純なミスが数多く見られた。
島根県	○		
岡山県		○	・必要な記載事項を満たしていない領収書等の写しが散見されるため、政治資金監査の際には十分にご確認いただきたい。
広島県		○	・登録政治資金監査人は、政治団体の領収書の金額だけではなく、領収書記載の支出先や支出年月日が収支報告書に記載されているかどうかまで、適切に監査してほしい。
山口県	○		
徳島県		○	次に掲げる事項の確認、不備等がある場合の指摘を徹底されたいこと。 ・領収書等の記載事項(特に支出の目的) ・収支報告書、会計帳簿、領収書等間の突合 ・支出項目の区分の分類 ・支出の適法性(特に寄附に係る支出)
香川県	○		
愛媛県	○		
高知県	○		
福岡県		○	・「政治資金監査報告書」の不備の是正 ・収支報告書上の「支出」に関する箇所についての不備等の是正
佐賀県		○	・形式審査の段階において、収支報告書の形式的不備等による訂正がしばしば行われており、こうした状況が政治資金監査制度の導入前後でほとんど変化がないため(本調査Q1)、会計帳簿から収支報告書に記載すべき事項が正確かつ漏れなく転記されているかどうかの確認(政治資金監査マニュアルV-3-24)、計算誤りがないかどうかの確認(同マニュアルV-3-26)を徹底していただきたい。
長崎県	○		
熊本県	○		
大分県	○		
宮崎県	○		
鹿児島県		○	・収支報告書と関係書類の整合性について、確認作業を確実に行ってほしい。(領収書の日付、金額、支払い相手先等の誤り等が散見される。)
沖縄県	○		
計	19	27	